

医療法人 叙叙会 福山第一病院 通所リハビリテーション及び

介護予防通所リハビリテーション運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人 叙叙会 福山第一病院（以下 事業所という。）において行う指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの事業（以下 事業という。）は、居宅において要介護状態にある高齢者、要支援状態にある高齢者（以下 利用者という。）に対し、適切な通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業所の通所リハビリテーションスタッフは、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
- 2 事業所の介護予防通所リハビリテーションスタッフは、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
- 3 事業の実施にあたっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の所在地)

第3条 事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 医療法人 叙叙会 福山第一病院
- 2 所在地 福山市南蔵王町5丁目14番5号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（常勤）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務を一元的に行う。
- 2 看護師 常勤専従2名、非常勤専従1名
- 3 介護職員 常勤専従6名
- 4 理学療法士 常勤専従2名
- 5 作業療法士 常勤専従1名
- 6 言語聴覚士 常勤専従0名

従業者は指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、つぎのとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、5月3～5日及び12月30日～1月3日は除く。
- 2 営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。
サービス提供時間 午前8時30分から午後3時30分とする。

(指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの利用定員は、合計33人とする。

(指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容)

第7条 指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。

- 1 送迎
- 2 健康チェック
- 3 食事
- 4 入浴
- 5 生活指導
- 6 リハビリテーション

(通常の事業の実施地域)

第8条 事業所の通常の事業の実施地域は、福山市の区域とする。

ただし、川口・曙・新涯・野上・沖野上・山手・駅家・加茂・神辺の一部は除く。

(利用料その他の費用の額)

第9条

- 1 指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
- 2 上記利用料のほか、食費(¥650)を実費として徴収する。
- 3 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、路程1キロメートル当たり10円を実費として徴収する。
- 5 おむつ代 紙おむつ 220円 リハビリパンツ 220円 尿とりパット 30円
- 6 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又は、その家族に対して文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条

- 1 サービス利用者は、サービス提供時間中は職員の指示に従い、みだりに病院内に立ち入らないこと。
- 2 デイケア利用中は喫煙禁止。
- 3 利用の中止の連絡は、所定の時間(午前8時00分)までに連絡すること。

(その他運営についての留意事項)

第11条

- 1 事業所は、社会的使命を十分認識し、従事者の資質向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また業務体制を整備する。
- 2 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。
従業者は、退職後も在職中に知り得た秘密を保持する。
- 3 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人叙叙会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(苦情処理)

- 第12条 管理者は、提供した指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、対決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第13条

- 1 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第14条

- 1 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。
- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、福山第一病院消防計画の防災計画に基づき、年2回の消防訓練を行う。

(契約の解除)

第16条

- 1 利用者及び扶養者は、当事業所に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、通所リハビリテーションの利用を解除・終了することができます。
なお、この場合利用者及び扶養者は、速やかに当事業所及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。
但し、利用者が正当な理由なく、通所リハビリテーション実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当事業所にお支払いいただきます。
- 2 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切な通所リハビリテーションサービスの提供を超えると判断された場合。
- 3 利用者又は扶養者が、当事業所、当事業所の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となるような背信行為又は反社会的行為を行った場合。
- 4 天災、災害、設備の故障、その他やむを得ない理由により利用することができない場合。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第17条

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修を定期的実施する。
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備、適切に実施するための担当者を置くこと。
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は家族による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、居宅サービス計画作成者と連携し、市町への通報を含め速やかに対応していくものとする。

(業務継続計画の策定)

第18条

- 1 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、職員に対し、業務改善計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 事業者は、定期的に業務改善計画の見直しを行い、必要に応じて業務改善計画の変更を行うものとする。

附 則

この規程は、平成12年10月1日から施行する。

平成13年 9月 1日 一部改正
平成15年 7月 22日 一部改正
平成15年 9月 1日 一部改正
平成17年 10月 1日 一部改正
平成18年 3月 21日 一部改正
平成20年 8月 8日 一部改正
平成20年 10月 1日 一部改正
平成21年 7月 1日 一部改正
平成24年 4月 1日 一部改正
平成24年 5月 1日 一部改正
平成24年 8月 1日 一部改正
平成24年 10月 15日 一部改正
平成25年 4月 1日 一部改正
平成26年 4月 1日 一部改正
平成27年 4月 1日 一部改正
平成28年 1月 1日 一部改正
平成28年 2月 1日 一部改正
平成28年 11月 1日 一部改正
平成29年 5月 1日 一部改正
平成29年 11月 1日 一部改正
平成30年 4月 1日 一部改正
平成30年 12月 1日 一部改正
令和2年 12月 1日 一部改正
令和3年 4月 1日 一部改正
令和4年 3月 1日 一部改正
令和4年 12月 1日 一部改正
令和6年 4月 1日 一部改正
令和6年 12月 1日 一部改正